

八幡浜地区施設事務組合し尿処理施設設置条例

〔平成20年 3月14日〕
〔 条 例 第 5 号 〕

改正 平成24年12月18日条例第10号 令和 元年 7月18日条例第 2号

（目的及び設置）

第1条 この条例は、環境衛生の向上をはかるため、し尿を衛生的に処理する施設として、八幡浜地区施設事務組合し尿処理施設（以下「し尿処理施設」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 し尿処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 一楽園
- (2) 位置 八幡浜市保内町喜木1番耕地5番地2

（使用）

第3条 組合長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けた者に対し、し尿処理施設を使用させることができる。

（技術管理者の資格）

第3条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者

(4) 組合長の指定する講習を修了した者

(5) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(使用料の額及び徴収)

第4条 し尿処理施設の使用料は、し尿及び浄化槽汚泥1.8キロリットルにつき560円とし、使用料は投入量によって毎月分をその翌月の末日までに徴収する。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第10号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八幡浜地区施設事務組合し尿処理施設設置条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。